

(様式2)

第2次京丹後市スポーツ推進計画中間見直し(案)の概要

1 趣旨について

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものであり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、スポーツ基本法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。

国においては、平成27年10月にスポーツ庁を発足させ、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

一方、本市では平成29年度に「第2次京丹後市スポーツ推進計画」(本計画)を策定し、「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」の基本理念のもと、4つの施策「ライフステージに応じたスポーツ施策の推進」「スポーツ競技力の向上」「スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実」「スポーツ観光のまちづくり」を柱に、関連する取組を進めてきました。

このような中、本計画の策定から5年が経過することから、これまでの施策を評価し、課題を整理するとともに、国の「第3期スポーツ基本計画」、京都府スポーツ推進計画及び京丹後市総合計画を踏まえ、本計画後期に取り組むべき施策等を明らかにするため、中間見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「第3期スポーツ基本計画」とともに、京都府のスポーツ推進計画及び第2次京丹後市総合計画「基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性を図り策定しています。

また、本市がスポーツ実施率の向上を目指し行った取組を継続・発展させるとともに、年齢、性別を問わないスポーツの推進及び障害者スポーツへの取組、そして、健康増進のためのスポーツとスポーツを活用した観光の推進などスポーツ分野の施策を体系化し、目指す方向や取組の内容を具体的に示します。

3 計画の期間

本計画は、既に策定している「第2次京丹後市スポーツ振興計画」(計画期間は平成30年度から令和9年度まで)における目標及び各施策の中間評価並びに計画の見直しを行いました。

4 基本理念

未来を創る子どもから時代を歩んできた高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツのあり方を考えるとともに、子どもの運動能力の底上げや高齢者の生きがいづくりと障害者スポーツの推進を図ります。さらに、本市の豊かな自然環境を活かしたスポーツの推進、「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」に向けた取組など、国際社会に向けた多面的な

スポーツ施策の展開も図りながら、「市民が楽しみ ともにつくる スポーツのまち」をコンセプトに、スポーツ施策を推進し、スポーツを通じて京丹後市のさらなる活性化を図ります。

5 計画の目標

本計画では、第2次京丹後市スポーツ振興計画の基本理念「市民がともにつくる スポーツのまち」を目指して、スポーツ施策を推進します。

<基本方針1> ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

[基本施策]

- (1) スポーツによる市民の健康・体力づくりを促進します
- (2) 高齢者スポーツを推進します
- (3) 子どものスポーツ機会の充実を図ります
- (4) 身近にスポーツを親しむ環境づくりを推進します

<基本方針2> スポーツ競技力の向上

[基本施策]

- (1) 競技力の向上を図ります
- (2) 指導者の育成・確保を推進します

<基本方針3> スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

[基本施策]

- (1) 身近で利用しやすいスポーツ施設等の整備・充実を図ります
- (2) スポーツ施設等の管理運営を推進します

<基本方針4> スポーツ観光のまちづくり

[基本施策]

- (1) 滞在型スポーツ観光を促進します
- (2) スポーツ情報を発信します
- (3) スポーツによる交流を促進します

6 施行期日について

令和6年4月1日から施行します。